

紫波町 個別手引き（建設関連業務）

I 申請要件

1 資格要件

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 令和6年9月30日現在において営業又は事業年数が1年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前2年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条各号に掲げる者
 - ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - ウ　暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。
 - エ　法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱（令和3年紫波町告示第78号）第12第1項第1号又は第2号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、重要な事実について記載しなかった者

II 資格審査結果の公表

資格者名簿を作成後、町のホームページに公表します。